（官庁等からの書類の交付に要する費用の額）

第二条の三　法第二条第七号の最高裁判所が定める額は、第一種郵便物の最低料金の二倍の額（これを下回る額を告示で定めた場合にあつては、その額）とする。

（強制執行の申立て等のための債務名義の正本の交付等に要する費用の額）

第二条の四　法第二条第十二号の最高裁判所が定める額は、第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額（これを下回る額を告示で定めた場合にあつては、その額）とする。

（民法第三百八十五条の規定による通知を書面でした場合の通知の費用の額）

第二条の五　法第二条第十八号の最高裁判所が定める額は、第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額（これを下回る額を告示で定めた場合にあつては、その額）とする。

（特定申立ての手数料の納付等）

第四条の二　法第八条第一項本文の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、同項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

2　法第八条第一項本文の規定により納めるべき手数料の額が百万円を超える場合には、前項の規定にかかわらず、財務省令で定める様式の一通の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。次条第二項において同じ。）に納付することができる。この場合においては、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収証書を裁判所に提出しなければならない。

3　前項に規定する方法により手数料を納める者（次項に規定する者を除く。）は、前項の領収証書の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該領収証書の画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第九条第二項において同じ。）を使用して裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法により提出することができる。

4　第二項に規定する方法により手数料を納める民事訴訟法第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、第二項の領収証書の画像情報を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

5　裁判所は、前二項の規定により第二項の領収証書の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該領収証書の原本の提示を求めることができる。

6　一回の手数料の納付は、第一項の方法によりするものと第二項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

（現金をもつてする手数料の納付等）

第四条の三　法第八条第二項ただし書の規定により手数料を現金をもつて納めることができる場合は、納付する手数料の額が百万円を超える場合とする。

2　法第八条第二項ただし書の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、財務省令で定める様式の一通の納付書により、日本銀行に納付するとともに、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収証書を裁判所に提出しなければならない。

［3　略］

（官庁等からの書類の交付に要する費用の額）

第二条の三　法第二条第七号の最高裁判所が定める額は、百六十八円とする。

（強制執行の申立て等のための債務名義の正本の交付等に要する費用の額）

第二条の四　法第二条第十二号の最高裁判所が定める額は、六百四十八円とする。

（民法第三百八十五条の規定による通知を書面でした場合の通知の費用の額）

第二条の五　法第二条第十八号の最高裁判所が定める額は、五百六十四円とする。

［新設］

（現金をもつてする手数料の納付等）

第四条の二　法第八条ただし書の規定により手数料を現金をもつて納めることができる場合は、納付する手数料の額が百万円を超える場合とする。

2　手数料を現金をもつて納める場合には、財務省令で定める様式の一通の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。）に納付するとともに、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収証書を裁判所に提出しなければならない。

［3　同上］